# いしかわ UI ターン就業促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構(以下「機構」という。)は、UI ターン就業を促進するため、UI ターン就業活動のため来県した場合に、その費用について、予算の範囲内において助成金を当該訪問者に交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)によるほか、この要綱で定めるところによる。

#### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。
  - (1)「県内企業」とは、石川県に事業所を有する企業をいう。
  - (2)「訪問者」とは、県内企業への就業活動のため来県する石川県外の居住者をいう。ただし、大学・大学院等に在学する学生は除く。
  - (3)「UI ターン就業活動」とは、石川県又は、機構が運営する、いしかわ就職・定住総合サポートセンター(以下「ILAC」という)がコーディネートして、県内企業が実施する仕事体験、会社説明や職場見学、社員との交流会、人事担当者等との面談や面接などをいう。
  - (4)「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出がされている施設をいう。

#### (助成対象者)

- 第3条 助成の対象者は、UI ターン就業活動のために来県をする訪問者及びその同行者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とする。
  - (1)事業実施年度の4月1日において18歳未満の者
  - (2)事業実施年度の4月1日において学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規 定する暴力団に関与する者
  - (4) 石川県人材確保・定住推進機構運営委員長(以下、「委員長」という。) が補助対象者 として不適当であると認める者
  - 2 補助対象となる同行者は、移住検討者と同一世帯の者であること。また、前条(1)及び(2)によるところではない。
  - 3 本補助金を利用できる回数は、対象者1人につき1回限りとする。

#### (助成対象活動および対象経費)

- 第4条 対象活動は、ILACにおいて、来県日15日前までに連絡のうえ、以下いずれか の活動へ参加
  - (1) 県内企業への UI ターン就業活動

- (2) その他、委員長が必要と認める活動
- 2 対象経費は、別表1に掲げるとおりとし、訪問先、国、県、市町村その他公的支援機関 等から同趣旨の補助金等の交付を受けていないことを要件とする。

#### (助成金額)

- 第5条 助成金額は、助成対象経費の実費額とする。ただし、補助上限額は、1世帯あたり5万円かつ、各経費に係る補助上限額は別表2に掲げるとおりとする。
  - 2 前条に係る助成金額は、予算の範囲内において決定するものとする。

## (助成対象期間)

第6条 補助対象期間は、実行委員長が別に定める期間を除き、滞在終了日が事業実施年度の3月末日までとなる期間とする。

#### (助成金の交付申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、訪問した月の翌々月末、又は支給日の属する 年度末のいずれか早い日までに、以下の書類を機構に提出しなければならない。
  - (1) 助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
  - (2)申請者及び同行者の居住地を証する書類(運転免許証、健康保険証、住民票の写し等 (ただし、個人番号(マイナンバー)が記載されている書類を提出する場合は、個人番 号(マイナンバー)にマスキングを施してから提出すること。))
  - (3) 助成対象となる経費の支出を証する書類(領収書、使用済み乗車券等)

### (助成金の交付決定及び額の確定)

第8条 運営委員長は、前条の助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第9条 助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)は、請求書を兼ねるものとする。

## (交付決定の取消し等)

- 第10条 運営委員長は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部 を取り消すことができる。
  - 助成金の申請者が、法令、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
  - 二 助成金の申請者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 三 助成金の交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合

# (助成金の返還)

第11条 運営委員長は、助成金の交付を受けた者に対し、前条により交付決定を取り消した場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

# (その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は運営委員長が別に定める。

# 附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別添

# 1 対象経費(別表1)

対象経費	手段	補助対象経費
交通費	公共交通機関 (飛行機、鉄道(JR,私鉄等)、バス、フェリーの いずれか。タクシーは除く。)	実質負担額
	自家用車	高速道路利用料実費 ガソリン代 <u>相当</u> 額
	レンタカー (ただし、県内移動に限る)	高速道路利用料実費 レンタカー賃借料実費 ガソリン代 <u>実費</u> 額
宿泊費	石川県内の宿泊施設 (旅館、ホテル、簡易宿所など。ただし、食事代 やルームサービスに要した経費は原則、対象外)	

<sup>※</sup>交通費は、国内移動に要する経費のみを補助対象とする

## 2 補助上限額(別表2)

	補助上限額		
対象経費	大人	子ども	居住地
	(中学生以上)	(小学生以下)	
	2,000円	1,000円	富山県
	3,000円	1,500円	福井県
	7,000円	3,500円	岐阜県、滋賀県、京都府
	8,000円	4,000 円	愛知県、長野県、奈良県
交通費	9,000円	4,500円	大阪府、兵庫県
	10,000円	5,000円	三重県
	11,000円	5,500円	群馬県、新潟県、和歌山県
	13,000 円	6,500円	埼玉県、山梨県、静岡県
	14,000 円	7,000 円	上記以外の都道県
宿泊費	5,000円	2,500円	全国共通(1 泊限り)

<sup>※</sup>のと里山空港発着の飛行機を利用する場合は、 5,000 円 (子どもは 2,500 円) を加算した額を 補助上限額とする。

<sup>※</sup>ガソリン代相当額は、距離計算(Google マップ等の推奨ルート)を行い、1kmあたり28円で算出